第二十条の見出し中「海外プロジェクト審議官」の下に「、上下水道審議官」を加え、同条第一項中「海外プロジェクト審議官一人」の下に「、上下水道審議官一人」を加え、「二十三人」を「二十四人」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　上下水道審議官は、命を受けて、水道及び下水道に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第九十一条第一項中「、下水道部」を削り、「六課」を「九課」に、「治水課」を「治水課、上下水道企画課、水道事業課、下水道事業課」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第九十三条第一号中「下水道部」を「上下水道企画課」に改め、同条第二号中「以下この条、次条及び第九十七条」を「第十号、次条及び第百条第二号」に改める。

第九十五条第一号中「下水道部」を「上下水道企画課及び下水道事業課」に改め、同条第二号中「下水道部」を「水道事業課及び下水道事業課」に改め、同条第六号中「の施行に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）」を「第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関すること」に改め、同条第九号中「下水道部」を「下水道事業課」に改める。

第百条から第百二条までを削り、第九十九条を第百二条とし、第九十八条を第百一条とする。

第九十七条第一号中「指導（」の下に「水道、」を加え、同条を第百条とし、第九十六条の次に次の三条を加える。

（上下水道企画課の所掌事務）

**第九十七条**　上下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　日本下水道事業団の行う業務に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、下水道に関すること（下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

（水道事業課の所掌事務）

**第九十八条**　水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道事業及び水道用水供給事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導）に関すること。

二　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること（河川環境課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

（下水道事業課の所掌事務）

**第九十九条**　下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水路事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導）に関すること。

二　土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関すること。

三　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

四　下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関すること。

五　下水道に関する技術に関する研究及び開発に関すること。

六　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（下水道に係る部分に限る。）の策定に関すること。

七　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。

八　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関すること。

第百四条第六号中「第八条第一項第九号から第十一号まで」を「第八条第一項第十号から第十二号まで」に改める。

第百八十五条第一号ロ及び第百八十六条第一号ハ中「及び下水道」を削る。

附則第十四条の二の見出し中「下水道部下水道事業課」を「下水道事業課」に改め、同条中「下水道部下水道事業課は、第百一条各号」を「下水道事業課は、第九十九条各号」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

**第十三条**　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関すること。

第三十二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関すること。

第三十四条第八号中「第五条第十五号」を「第五条第十六号」に改める。

（薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

**第十四条**　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薬事審議会令

第一条中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第二条第一項中「三十人」を「二十人」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「及び分科会」を削り、同条第二項中「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）」を削り、同条第六項中「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第三項中「分科会及び」を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条ただし書を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

**第二章**　経過措置

（指針の効力に関する経過措置）

**第十五条**　生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行前にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第三項の規定により従前の主務大臣が定め、同条第四項の規定により公表した指針（水道法による水道事業及び水道用水供給事業に係るものに限る。）は、整備法の施行後は、同条第三項の規定により主務大臣が定め、同条第四項の規定により公表したものとみなす。

（指定に関する経過措置）

**第十六条**　整備法の施行前に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）附則第二条第二項の規定に基づき厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣がした指定であって、中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百一条第一項の規定により厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣がした指定とみなされたものは、整備法の施行後は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣がした指定とみなす。